

消費者行政の推進について

全国的に、ますます巧妙化する悪質商法や特殊詐欺、インターネットトラブルなどの消費者被害の相談は、本市においても例外ではなく、毎日のように寄せられています。このような中、消費者被害から市民を適切かつ迅速に救済するため、本市では専門の消費生活相談員による問題解決に向けた助言やあっせんを行っているところです。また、多重債務など複雑かつ専門的な問題に対応するため、弁護士による無料相談も実施しています。

さらに、市民一人ひとりが自立した、かしこい消費者となることを目標として、「主役は私たち 鳥取市消費生活プラン（鳥取市消費者教育推進計画）」を平成30年3月に策定し、令和3年3月に改定しました。この計画に基づき、地域との協働による出前講座やパネル展の実施など、消費者被害を未然に防ぐための広報・啓発活動を行うとともに、小学生親子等を対象とした消費者教育講座の実施や、エシカル消費の普及に向けたイベントを開催するなど、広く市民が参加することのできる消費の学びの場づくりに取り組んでいます。

また、令和5年12月に「鳥取市消費者見守りネットワーク協議会」を設置し、関係機関が連携し、消費者被害の未然防止・早期発見及び拡大防止等、消費者安全の確保のための取組を推進しているところです。

今後も国の消費者行政強化交付金を継続的に活用し、市民が安全・安心に暮らせる地域社会づくりを目指して、地域や関係者の方々との連携をより一層深めながら、消費者行政の推進に積極的に取り組んでまいります。

令和7年3月

鳥取市長 深澤義彦